

申告会をご利用ください

申告会事務局にて常時次のような業務をおこなっています。
お気軽にご利用ください。事前にご予約いただくとお待ちしております。



記帳の指導・点検



会計ソフトのサポート



労災・雇用保険



源泉・年末調整



共済・保険など

今年も実施します！講習会・無料相談のお知らせ

令和3年の申告に向けての準備 青色申告・初心者講習会

右記の日程で、講習会を実施いたします。“これから帳簿の記帳を始めたい”、“申告はしたものの税の仕組みが分からない”、“会計ソフトで経理をしてみたい”、“申告会の利用方法を知りたい”、など、質問や疑問、不安な点がある方は是非ご参加ください。

対象の方には別途案内を郵送させていただきます。感染症対策をし、人数を制限したうえで開催いたしますが、感染者数の動向によっては延期又は中止をする可能性がございます。詳しくは青梅青色申告会HPに掲載させていただきます。



- 【日 時】 5月7日(金)、10日(月)、11日(火)
9:30～11:30 または 13:30～15:30
※各回同じ内容ですので、ご都合の合う時間をお選びください
- 【対象者】 令和元年2月以降に入会された方を対象としておりますがその他の会員の方もご参加いただけます
- 【内 容】 ・青色申告制度について ・税金について
・所得税と消費税のしくみ ～売上・経費・控除～
・記帳と会計ソフトについて
・青色申告会の利用法・活用法
- 【費 用】 無料
- 【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室
- 【ご予約】 予約制（事前にご連絡をお願いいたします）

無料相談室のお知らせ

税 理 士 「税理士による無料税務相談会」を開催いたします。判断の難しい「相続」「譲渡」「法人成り」等について、東京税理士会青梅支部の協力を得て、税理士による相談会を実施いたします。

- 【実施日】 6、7、9、10、11、12月の第3水曜日に実施予定
- 【内 容】 「相続」「譲渡」「法人成り」等、税務に関する各種ご相談
- 【会 場】 青梅青色申告会館3階 会議室
- 【時 間】 各回とも 10～12時/13～16時（お1人1件1時間）

弁 護 士 「弁護士による無料法律相談」を随時実施しています。「売掛金の回収」「取引先とのトラブル」「相続」、など会員の皆様の事業や生活において生じた法律問題を当会の顧問弁護士に無料でご相談いただけます。

- 【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
※毎月5名まで、お一人1時間
- 【内 容】 法律に関する各種ご相談
- 【会 場】 田中法律事務所（青梅市東青梅5-16-19）

生命保険 「入りたいけどどれがいいの?」「入っているけど毎月の金額が高い」など、何かとわからない生命保険。そんな悩みを“ファイナンシャルプランナー”の資格をもった当会のスタッフがご相談させていただきます。

- 【実施日】 随時受付、ご希望をもとに調整させていただきます
- 【内 容】 生命保険について 【会 場】 青梅青色申告会

無料相談室について
【ご予約】 事前予約制
【対象者・費用】 会員・無料
※無料相談後も引き続き税理士、弁護士へのご相談をなさる場合は、別途費用の負担がございます



口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

内容	振替金額	口座振替日
青色共済	加入者一人 6,000円 (2021年5月～10月分)	4月6日(火)
会費	9,000円 (2021年4月～9月分)	5月6日(木)

会費の口座振替のお願い

青色申告会の会費は半年分の9,000円を5月と11月の年2回ご登録いただいた口座より引落しさせていただきます。口座のご登録がまだの方は引落とし口座の通帳と、銀行印をお持ちください。ご登録がない方は現金での集金になりご不便をおかけしてしまいますのでご協力をお願い致します。

青色申告会 会員限定 健康診断 予約受付中

毎年多くの方に受診していただいております健康診断を今年も実施致します。個人で事業をされている方はなかなか受診する機会が少ない健康診断ですが、毎年受けることはとても大事です。これからは元気でいられために受診ください。コースや申込方法は同封のチラシをご覧ください。

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町4-7-25
TEL: 0428-23-0108 FAX: 0428-22-4788

受付時間: 平日9:00～17:00
土曜9:00～12:00

休館: 第2、第4土曜、日曜祝日
(臨時休館の場合HPにて掲示致します)



LINE 公式アカウント
青梅青色申告会
いろいろな情報をご案内!



休館日

4月3日、10日の土曜日
5月8日、22日の土曜日
5月26日・午後(総会の為)
および土曜日の午後、日曜日・祝日

（一社）青梅青色申告会

あおいろ だより

VOL.170 - 令和3年4月号 -

新型コロナウイルスの影響により 所得税、消費税の申告期限が4月15日まで延長!

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年分の申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長することが国税庁より発表されました。これにより口座振替日も延長されましたのでご注意ください。申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和3年5月31日（月）で変更はございません。

青梅青色申告会でも所得税の決算指導会、消費税の決算指導会を4月15日まで延長して行っております。4月12日～15日は混雑が予想されますので、まだ終わっていない方はお早めにお越しください。

所得税	従来の期限	延長後の期限
現金納付	3月15日(月)	4月15日(木)
口座振替	4月19日(月)	5月31日(月)

消費税	従来の期限	延長後の期限
現金納付	3月31日(水)	4月15日(木)
口座振替	4月23日(金)	5月24日(月)

※ 口座振替の方は、必ず前日までに口座残高の確認を！引き落としができなかった場合、4月16日(金)から完納の日までの延滞税を併せて納付する必要がありますので、ご注意ください。

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署にご相談ください。

要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ※原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く）。

猶予が認められると・・・

- ・原則、1年間納税が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞税が軽減されます。
(通常年8.8% → 軽減後年1.0%)
- ・財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

確定申告に誤りがあった場合は・・・

- 税金を少なく申告した場合は「修正申告」という手続きにより、誤った内容を訂正します。誤りに気がついたらできるだけ早く修正申告をおこなってください。手続きにお越しになる場合は、今回の確定申告書、決算書の控え、帳簿、添付書類などをお持ちください。
- 税金を多く申告した場合は、「更正の請求」という手続きをおこなってください。ただし、「更正の請求」には期限があり、法定申告期限より5年以内におこなってください。手続きにお越しになる場合は、今回の確定申告書、決算書の控え、帳簿、添付書類などをお持ちください。

消費税の取扱いについて以下の点を再確認!

- 納付した消費税は「租税公課」として経費計上できます。(税抜経理をされている方を除きます)
- 前年が免税事業者で今年から課税事業者となった方、あるいは今年が課税事業者で来年から免税事業者となる方は、棚卸資産に係る課税仕入等の税額について、消費税額の調整をおこなう必要があります。(簡易課税は除く)
- 2022年から「簡易課税」を選択する場合、2021年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります(2020年の課税売上高が5,000万円を超えた場合は適用されません)

令和3年度事業計画

1. 青色申告制度普及と会勢拡大強化について

青色申告会の使命である青色申告制度の普及推進に本年も尽力してまいります。青色コーナーでの支援活動を通し、一人でも多くの個人事業者が青色申告制度を理解していただけるよう努力いたします。

また、本会事業の最重要課題であります会勢拡大は、様々な機会をとらえて会員の増強活動を積極的に展開いたします。

2. 支部活動活性化の取り組みについて

昨年に引き続き、地域活動団体としての申告会の有り方を検討し、支部活動の活性化の基礎となる、申告会会員であるという意識の向上を図るための施策を「支部活動活性化基金」を有効活用し、取り組んでまいります。

3. 関連団体との協働事業の取り組みについて

納税推進協会の一員として、税務署が主催する事業に関連団体とともに参加し協力してまいります。

4. 指導上の取り組みについて

(1) 適正な記帳の推進

会員に合わせた記帳方法を提案し、帳簿作成の意欲向上を図ります。また、会計ソフトを利用した記帳により複式簿記の推進を図り、青色申告特別控除65万円適用者の拡充を目指します。

(2) 新入会員の退会防止策

1年以内に入会した新入会員を対象に申告会についての説明会を適宜開催し、申告会への理解を深めるとともに、記帳指導等を通して会員とのコミュニケーションを密にし、会の利用度向上を図り退会の防止に努めます。

(3) 「e-Tax」普及の取り組み

マイナンバーカードの普及に協力するとともに、会員に対し電子申告への理解を推進し、本人送信を目標に取り組んでまいります。

(4) 「地域指導会」の実施

広域性による会員受益格差を減少させる取り組みとして、支部からの要請があれば出張し記帳指導会を開催致します。

(5) 非会員に対する指導会・講習会の実施

税務当局のご協力を仰ぎ、非会員に対して広く門戸を開き、記帳指導会を適宜開催し、受講を通して申告会の指導力の高さを認識して頂けるよう図ります。

(6) 準会員制度の活用

正会員が廃業後も退会することなく、会の厚生事業等が利用できるよう準会員への変更を促し、退会防止を図ります。

(7) 税務・法律相談事業の継続実施

本年も税理士会の特段のご理解、ご協力により月次及び確定申告期の「税務相談室」を実施し会員の税務支援を行います。また、顧問弁護士による「無料法律相談」も継続実施し、会員の抱える様々な問題について相談支援を行います。

5. 広報上の取り組みについて

(1) 会誌「青梅青色だより」の充実

本会の事業活動について読み易く掲載し、親しみの持てる紙面となる様、創意工夫をもって取り組みます。

(2) ホームページの充実

通常のパソコンに加え、スマートフォンからもアクセスできるように時代に合わせた広報スタイルを意識し、ホームページからの入会や問合せについても利便性の向上を目指します。

(3) その他広域的広報事業の検討と実施

多摩地区8申告会共同での広報活動に参画し、会員特典のある福利厚生情報の提供及び会員紹介を中心とした機能を有する多摩地区青色申告会のホームページの充実に努め、多摩地域における申告会の認知度を高める事業を実施いたします。

6. 会員の福利厚生のための取り組みについて

事業広報委員会を中心として、会員互助制度の「青色共済」及び「団体保険」への加入促進を図るとともに、レクリエーション事業「会員親睦旅行」並びに健康に関する事業の「健康診断・青色ドック」の充実に努めます。

7. 会員証の有効活用の取り組みについて

多摩地区8申告会の約48,000人の会員に配付されている会員証を有効活用するため、各種福利厚生施設との提携を促進するとともに、会員の優待利用にご協力いただける会員事業所の拡大を図り、会員の事業支援の一助とするとともに申告会の福利厚生を充実させる事業に他の7会と共同で取り組みます。

青梅青色申告会は、本年度も基本理念である「会員によって組織された、会員のための申告会」の立場を忘れることなく、真摯に諸事業に取り組む申告会に求められる役割を果たすべく活動してまいります。

令和3年度収支予算書

科目	令和3年度予算	令和2年度予算	増減
1. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	1,500	3,000	△ 1,500
特定財産受取利息	1,500	3,000	△ 1,500
受取入金	80,000	70,000	10,000
受取入金会費	70,000	80,000	△ 10,000
受取正会員会費収入	55,800,000	54,000,000	1,800,000
事業収入	55,800,000	54,000,000	1,800,000
特別会費収益	20,152,000	20,468,000	△ 316,000
特別会費収益	6,500,000	6,500,000	0
記帳代行収益	5,412,000	5,028,000	384,000
保険取扱収益	7,500,000	8,000,000	△ 500,000
受託指導事業収益	600,000	800,000	△ 200,000
指導資料頒布品収入	140,000	140,000	0
雑収入	1,000,000	800,000	200,000
雑収益	1,000,000	800,000	200,000
経常収益計	77,033,500	75,341,000	1,692,500
(2) 経常費用			
事業費	60,391,500	57,253,280	3,138,220
給料手当	31,875,000	28,245,380	3,629,620
法定福利費	4,420,000	4,165,000	255,000
退職給付	1,853,696	1,411,724	441,972
福利厚生費	483,500	425,000	58,500
指導頒布品購入費	120,000	120,000	0
広報宣伝費	935,000	510,000	425,000
印刷費	200,000	200,000	0
旅費	600,000	600,000	0
旅費代交	1,517,000	1,700,000	△ 183,000
水道光熱費	2,589,900	2,589,900	0
通信費	595,000	553,000	42,000
運搬費	0	0	0
消耗品費	2,380,000	2,295,000	85,000
信託料	1,105,404	1,416,276	△ 310,872
保険料	434,000	434,000	0
保安料	213,000	213,000	0
印刷費	800,000	400,000	400,000
新聞料	50,000	30,000	20,000
雑費	650,000	650,000	0
支払手数料	3,000,000	3,000,000	0
支払金	150,000	150,000	0
修繕費	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000
燃料費	51,000	60,000	△ 9,000
交際費	20,000	10,000	10,000
会費	300,000	300,000	0
会費	1,445,000	1,275,000	170,000
会費	3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000
雑費	400,000	400,000	0

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科目	令和3年度予算	令和2年度予算	増減
管 理 費	12,442,000	12,403,000	39,000
給 料	5,625,000	4,984,000	641,000
法 定 福 利 費	780,000	735,000	45,000
退 職 給 付 費	328,000	248,000	80,000
福 利 厚 生 費	85,000	75,000	10,000
福 祉 費	165,000	90,000	75,000
慶 弔 費	150,000	280,000	△ 130,000
租 税 公 課 費	1,300,000	1,300,000	0
印 刷 製 本 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	267,000	300,000	△ 33,000
地 代 家 賃 費	456,000	456,000	0
水 道 光 熱 費	105,000	97,000	8,000
通 信 運 搬 費	420,000	405,000	15,000
消 耗 品 費	194,000	249,000	△ 55,000
賃 借 料	112,000	76,000	36,000
保 険 料	37,000	37,000	0
支 払 手 数 料	1,600,000	2,000,000	△ 400,000
新 規 修 繕 費	6,000	6,000	0
修 繕 費	500,000	780,000	△ 280,000
燃 料 費	9,000	10,000	△ 1,000
交 際 費	0	0	0
保 守 修 繕 費	255,000	225,000	30,000
雑 費	50,000	50,000	0
経常費用計	72,833,500	69,658,280	3,177,220
事業活動収支差額	4,200,000	5,684,720	△ 1,484,720
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
車両運搬具取得支出	0	350,000	-350,000
建物建築積立引当資産取得支出	4,000,000	4,934,720	-934,720
周年事業積立引当資産取得支出	200,000	200,000	0
CPシステム購入引当資産取得支出	200,000	200,000	0
投資活動支出計	4,200,000	5,684,720	-1,484,720
投資活動収支差額	-4,200,000	-5,684,720	1,484,720
III 他会計振替額			
財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
財務活動支出計			
財務活動収支差額			
当期収支差額	0	0	0

令和3年3月の理事会にて、令和3年度の事業計画及び収支予算が承認されましたことをご報告いたします

【人事異動】 4月1日付で職員の人事異動が行われましたのでお知らせ致します 事務局長 林 範和 事務局次長 酒井 俊輔

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した個人事業者等に「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。

■対象者 緊急事態宣言に伴う飲食店時間短縮営業又は外出自粛等の影響を受けていて2021年1～3月(対象)の月間売上が、2019年又は2020年(基準)の同月比で50%以上減少している
※東京都等から時短営業の要請を受けた、協力金の支給対象の飲食店は給付対象外です。
昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店が、給付対象になり得ます

■給付額 2019年又は2020年(基準)の1～3月の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月
上限30万円

〈例〉

年	売上高			
2019年	1月 50万円	2月 50万円	3月 50万円	…
2020年	1月 50万円	2月 40万円	3月 30万円	…
2021年	1月 40万円	2月 20万円	3月 30万円	…

【対象月】 2021年2月 売上20万円
※2020年2月(40万円)と比べて50%減少(基準年)

【計算】 (50 + 40 + 30) - 20 × 3ヶ月 = 60
2020年1～3月の合計 2021年の対象月の売上×3ヶ月

【給付額】 給付額30万円(上限30万円)

■申請期間 2021年3月8日(月)～5月31日(月)

■申請方法 ① WEB サイトから申請者アカウントの発行、必要書類の準備 → ② “登録確認機関※” にて事前確認 → ③ WEB サイトより申請

※登録確認機関は WEB サイトよりご確認ください。
青梅青色申告会は3月現在、登録確認機関に申請中です。申請が通りましたら HP または LINE にてご案内致します。

詳しくは「一時支援金事務局」をご確認ください
URL : <http://ichijishienkin.go.jp/> TEL : 0120-211-240 (8時30分～19時・土日祝日含む)

会計ソフトをご使用の方は帳簿の印刷をお忘れなく!

会計ソフトのデータは正式な帳簿として認められず、帳簿の印刷・保存が義務付けられています。会計ソフトを使って申告をされた方は必ず、次の手順で帳簿の印刷をおこなってください。(※電子帳簿保存をされている方を除きます)

- 提出した決算書の控え等と照し合せ、最終的なデータに間違いがないか確認してください
⇒ パソコン上に決算処理前のデータが残っている場合があります!
- 預金出納帳や売掛帳、買掛帳など、補助科目ごとに印刷が必要な帳簿を印刷してください
⇒ 中に取引がなくとも期首または期末に繰越残高がある科目は印刷の必要があります!
- 2で印刷した科目以外の総勘定元帳を科目ごとに印刷してください
- 印刷した帳簿は、決算書・申告書や領収書などの証券類と一緒に7年間保管してください

プリンターがなくてできないよ!という方におススメ! 以前よりご要望の多かった会計データの帳簿印刷サービスを行っています。面倒な帳簿印刷は事務局でお済ませください!
【ご持参いただくもの】 会計ソフトのデータ、決算書・申告書類
【料金】 1冊3,000円～ (印刷した帳簿をファイルに綴じてお渡します)

会計ソフト帳簿の印刷代行サービス

会計ソフトでの帳簿付け。始めるなら“いま”がベスト!

設定から入力方法までご案内致します。今年こそ会計ソフトを使ってという方はぜひご参加ください

新規購入者・個別説明会

ツカエル青色申告

ソフト代
年額 5,000円

期 間 : 4月19日(月)～5月31日(月)
予 約 : お電話でご予約のうえお越しください
持ち物 : ソフト購入費5,000円、パソコン(またはUSB)
直近の申告書・決算書、請求書や経費のレシート
事業で使用中の通帳(3年1月から記載のもの) など

